



## 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が公表されました！

パソコン等の情報機器を使用して行う作業における労働衛生管理については、平成14年通達「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」により、健診などが行われていました。近年、職場におけるIT化はますます進行し、情報機器作業を行う労働者の範囲はより広くなり、作業形態はより多様化しています。

今回、新たに「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」がまとめられ公表されました。（令和元年7月18日公表）



くわしくはこちらへ ⇒

[情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン](#)

検索

★健康診断は一般の健康診断と同時に実施することができます。詳細につきましてはお問い合わせください。

## 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が策定されました！

職場における受動喫煙防止については「労働安全衛生法（安衛法）」により対策が進められていますが、これに関連し、2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律（改正法）が成立し、本年1月24日より順次施行されています。

改正法は、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権限者等に、当該多数の者の望まない受動喫煙を防止するための義務を課すもの。安衛法は、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すものです。

受動喫煙防止のために事業者が実施すべき事項を一体的に示し、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が策定されました。

改正法の施行スケジュール

2019年		2020年	
7月	9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリパラ）
1/24	一部施行①（喫煙する際の周囲の状況への配慮義務）		
	7/1	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） 原則敷地内禁煙	
		4/1	全面施行（上記以外の施設等） 原則屋内禁煙

くわしくはこちらへ ⇒

[職場における受動喫煙防止のためのガイドライン](#)

検索



今年の9月にはラグビーワールドカップが日本で開催されます。そしていよいよ2020年には東京オリンピック・パラリンピックです。しっかりと受動喫煙対策に取り組んで、外国からのお客様をお迎えしましょう！

## 公益財団法人 長崎県健康事業団

〒859-0401 諫早市多良見町化屋 986-3  
TEL 0957-43-7131 (代表) FAX 0957-43-7139  
<http://www.npmhc.jp>

